

豊かな暮らし空間創生住宅地認定要領

(目的)

第1条 この要領は、豊かな暮らし空間創生住宅地認定等要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、豊かな暮らし空間創生住宅地認定（以下、「認定」という。）に関して必要な事項を定める。

(申請の手続き等)

第2条 要綱第4条第1項の規定に基づき提出する申請書は、正本及び副本の2部とする。

2 知事は、要綱第4条第2項の規定に基づき、申請内容が要綱第3条に適合することを確認した結果、適合しないと認める場合は、その旨の通知書に副本及びその添付図書を添えて申請者に交付する。

3 要綱第5条の規定に基づき提出する届出書は、正本及び副本の2部とする。

4 要綱第7条第1項の規定に基づき提出する報告書は、正本及び副本の2部とする。

(認定の基準)

第3条 要綱別表に係る基準は次のとおりとする。

(1) (区分) 壁面後退において、建築物に含まない小規模な物置は高さが2.3m以下かつ床面積の合計が5㎡以下のもの、建築物に含まない小規模な駐車場は壁のない駐車場で高さ3m以下かつ床面積の合計が30㎡以下のものを原則とする。また、建築物の一部であって外壁又はこれに代わる柱の外面の長さの合計が3m以下の部分に限っては、景観及び環境を乱さない範囲で壁面後退線を越えることができるものとする。

(2) (区分) 外構や建物の配慮(要件) 庭を緑化することにおける、庭の緑化の程度は、敷地面積の25%程度とする。

(3) (区分) 外構や建物の配慮(要件) 建築物の色彩を地域で調和させることにおける、屋根の色彩はマンセル表記で色相Y Rの場合は彩度2.5以下かつ明度3以下、その他色相は彩度1以下かつ明度3.5以下を基本とする。外壁の色彩はマンセル表記で色相Y、Y R、Rの場合は彩度6以下、その他色相は彩度1以下かつ明度4以上を基本とする。

(4) (区分) 外構や建物の配慮(要件) 庭にシンボルツリーを植栽することにおける、シンボルツリーの高さは3m程度以上とする。

附則

この定めは、平成27年2月9日から施行する。

附則

この定めは、平成31年4月1日から施行する。